

平河町通信

令和5年
2月15日
第18号
発行
内外政治
研究G
代表 宮田修一

空も海も

中国の脅威に晒される日本

米・カナダの領空で撃墜された中国の偵察気球は、通信傍受した情報を軍事衛星に送っていた疑いが指摘されています。日本でも領空からの傍受が繰り返され

日本上空で偵察気球は

撃ち落せない!?

米空軍は2月4日、サウスカロライナ沖で、中国の偵察気球を、戦闘機「F-22」のミサイルで撃ち落としました。米政府は通信傍受装置を搭載していたと発表しています。

ワシントン・ポスト紙などは、気球は人民解放軍が海南省で運営し、2018年以降に日本やインド・台湾などを狙い、5大陸で少なくとも24回の任務を遂行したと報じています。令和2年と3年に宮城県や福島県などの上空で目撃された気球も含まれている模様です。



偵察気球の残骸を回収する米海軍
画像引用：アメリカ艦隊総軍facebook

艦」とも言われる偵察気球を撃ち落とす能力はないと指摘されています。

魚釣島のドローン調査で海警局が威嚇

尖閣諸島を行政区域に持つ沖縄県石垣市（中山義隆市長）は1月30日、東海大の調査チームと共同で、調査船からドローンを飛ばして上空から魚釣島の植生などの調査を行いました。

これに対抗して中国海警局の公船4隻が領海に侵入、ガードする海上保安庁の巡視船に「中国の領海」から退去せよと威嚇を続けました。

日本政府は平成24年の国有化以降、上陸調査を許可しておらず、同市が令和2年に島の地名変更による行政標識の「標柱」交換のための上陸申請も認めませんでした。日本政府（管轄は国土交通省）が中国への刺激を恐れているのは明白ですが、南西海域の防衛強化を謳いながら、地元自治体の上陸さえ認めないのは明らかな矛盾です。

中国海警局
日本側に退去を要求
日テレNEWS
「謎の気球」
過去に日本上空にも
ANNNEWS



【速報】

熊本市が条例改正を断念

熊本市は「市民」の定義に「外国籍を有する者を含む」などの文言を加えた自治基本条例改正素案のパブリックコメント（意見公募）に圧倒的多数の反対意見が寄せられたことを受け、22日から始まる定例市議会に条例改正案の提出を見送ること

HPで意見を公開

とを決めました。13日の記者会見で大西一史市長が明らかにしました。パブコメの要件を満たした1476人のうち、賛成は2人だけで、市長は「大きな反響があり、慎重に進めるべきだと考えた」と述べました。公募で集まった意見は15日に、同市のHPで公開します。

憲法シリーズ(3)

自民の改憲4項目条文素案

焦点は「自衛隊明記」と「緊急事態条項」

改憲をめぐる議論は安倍晋三首相の提起を受けて、平成30年（2018）に自民党の憲法改正推進本部（現・憲法改正実現本部）がまとめた4項目についての「条文素案」がたたき台になっていました。

Rコードに全文を掲載）
このうち、注目の第9条については、現行規定（1項・2項）をそのまま残し、「9条の2」を新設して、第1項に「（前略）内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する」とし、第2項に「自衛隊の行動は（中略）国会の承認その他の統制に服する」としています。

現行の規定を残すことへの異論もあると思えますが、広範な国民の賛同を得て自衛隊違憲論を封じようとの狙いです。

一方、緊急事態条項新設については、第73条の「内閣の事務」に、大規模災害時に法律制定ができない場合、内閣が国民保護の政令を制定できる規定を加え、第64条に、選挙を経ないで国会議員の任期延長ができる旨を追加しています。

各党の現状での対応については次回掲載します。

自民党の改憲4項目
改憲条文素案

（現行条項との対比）

